

令和6年度第1回後発医薬品安心使用促進協議会
資料7-1

- 後発医薬品の品質問題に端を発する供給不安の解消や適正使用の推進等に向けて、国は令和6年9月30日に後発医薬品の使用に係るロードマップを、名称も含めて改訂した。
- これを受けて、都における後発医薬品の安心使用を促進していくための取り組みを整理し、「東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）」を改定する。

【国】「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」改訂概要

新目標の設定（達成時期：令和11年度末まで）

- 後発医薬品を用いた医療を持続可能な形で進めていくことに資するものとするとともに、医療費適正化を不断に進めていく観点やバイオ後続品使用促進の政府目標等を踏まえ、主目標と2つの副次目標を設定

主目標：医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上【終期延長し継続】

副次目標①：バイオシミラー（バイオ後続品）が80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上【新規】

副次目標②：後発医薬品の金額シェアを65%以上【新規】

新目標達成に向けた取組

- 後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本としつつ、後発医薬品を適切に使用していくための取組も整理（バイオ後続品の使用促進の取扱方針は、特性や開発状況等が大きく異なるため、ロードマップの別添として整理）

【都】ロードマップ改定の考え方

- ☑ 数値目標・達成年度については、政府目標や【国】改訂ロードマップの主旨を踏まえ設定する。
- ☑ 新目標達成に向けた取組は、基本的に現ロードマップのものを継続しつつ、現下の後発医薬品・バイオ後続品の使用促進に係る課題に対応するうえでの都道府県の役割を踏まえたものとする。
- ☑ 全体的に構成を見直すとともに、後発医薬品使用促進に係るこれまでの経過や取組も記載する。

【都】ロードマップ改定へのご意見と都の考え方

本協議会・医療費適正化計画検討委員会・パブリックコメント等いただいたご意見

- ・数量ベースの目標値80%を設定しても、医薬品は供給体制がかなり不安定な状況であり、数値が上下することが予想される。
- ・バイオ後続品の令和4年度の数量シェアは12.5%で、目標値60%を実現可能な数値設定とすることに疑義がある。
- ・金額ベースの目標値65%について、薬価の改定が毎年行われ単価が変わるため、一律の目標では実態と合わないところもあり、注意して数値を見ていく必要がある。
- ・薬効分類ごとに移行状況が異なることがあり、移行が進んでいる領域とそうでない領域がわかるような分析があるとよい。
- ・金額シェアの目標値及びバイオ後続品の数量シェア目標値の実現のために、データを示したうえで、東京都や保険者が取組むべき具体的な取組を明示いただきたい。
- ・保険者が後発医薬品の供給状況を考慮した使用促進の取組ができるよう、関係団体から収集した安定供給に係る情報を定期的に保険者へ情報提供いただきたい。

※医療費適正化計画検討委員会

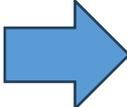
令和6年11月29日に開催し、「第四期東京都医療費適正化計画」における後発医薬品の使用促進に関する都の目標等について協議

※パブリックコメント等

令和6年度末に一部改定する「第四期東京都医療費適正化計画」のパブリックコメント・区市町村及び東京都保険者協議会に対し意見照会を実施

都の考え方

- 数値目標・達成年度については、政府目標や国の改訂ロードマップの主旨を踏まえて設定します。
- 後発医薬品及びバイオ後続品の供給状況や薬価改定等の影響を受けて実績値が変動する可能性があるため、ロードマップP9の「実績値の把握方法」に以下の内容を追記します。
目標値や現況を把握するための、国から提供されるデータ等を活用した分析方法について、「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」において協議しながら情報共有を進める。
- ロードマップP9の「東京都の取組の柱」に、取組の実施に当たり必要な内容については、関係者の役割を踏まえて後発医薬品安心使用促進協議会において検討を行う旨を追記します。
- ロードマップP10の「取組の内容」に記載の保険者協議会との連携に、好事例、国等から得た情報の共有を追記します。



ロードマップの改定の考え方は継続しつつ、いただいたご意見を改定案に反映